

千葉市テニス協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市テニス協会（英文名：Chiba City Tennis Association、略称：CCTA）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県千葉市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、生涯スポーツとしてのテニスの普及振興を図り、技術及び体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 千葉市選手権等のテニス大会の主催
- (2) 初心者等を対象としたテニス講習会の主催
- (3) ジュニアの育成
- (4) 高齢者へのテニスの機会の提供
- (5) その他必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、千葉市内に活動の拠点を置くテニスクラブ等の団体とする。

所属するメンバーの過半数が千葉市在住または在勤者であることとする。

代表者は千葉市在住者とする。

(入会及び継続)

第6条 本会の会員になろうとする団体は、入会申込書を提出し理事会の承認を経なければならない。

2 会員として加盟継続を希望する団体は、期限までに登録票を提出しなければならない。

登録票は協会ホームページを開示し、その指示により提出するものとする。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において定めた会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(責 務)

第8条 加盟を希望する会員は、協会の運営・活動等積極的に参加・協力する姿勢を示さなければならない。

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、本会の会則に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけたときは、総会の議決に基づき除名することができる。

第3章 役 員 等

(役員の数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

名誉会長 必要により1名

会 長 1名

副 会 長 3名以内

理 事 長 1名

副理事長 6名以内

理事 25名以内（会長、副会長、理事長、副理事長を含む）

監事 2名

（役員を選任）

第12条 名誉会長は総会において推挙する。

2 理事及び監事は、総会において会員の構成員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事を選任することができる。

3 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第13条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

3 理事長は、本会の会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、本会の常務を執行する。

5 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

6 監事は、会計監査及び業務監査を行う。

（役員の任期）

第14条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（顧問）

第15条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

（種別）

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第17条 総会は、会員の代表者、又はその代理人をもって構成する。

（機能）

第18条 総会は、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（開催）

第19条 通常総会は毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（2）会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（総会の招集）

第20条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するとき、会議の日時、場所及び会議に付議する事項を示した書面により、開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

（議長）

第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

（総会の定足数等）

第22条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決の委任等)

第23条 総会に出席できない会員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数、出席会員名及びその員数(表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された会員2人以上が、署名しなければならない。

第5章 理事会等

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から要請があつたとき招集する。

(理事会の審議議決事項)

第26条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 本会の運営に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

2 第22条から第24条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(副理事長会)

第27条 副理事長会は会長 副会長 理事長及び副理事長をもって構成し、理事会から委任された事項、その他本会の常務執行に関する事項を審議する。

(議長)

第28条 理事会及び副理事長会の議長は、理事長がこれにあたる。

第6章 会 計

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第30条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会 費

(2) 事業による収入

(3) 寄附金品

(4) その他の収入

(予算及び決算)

第31条 予算は通常総会の議決を経て決める。

2 決算は監事の監査を経て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

3 次年度開始後通常総会の日までは、前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

第7章 帳簿及び書類

(備え付け帳簿及び書類)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 会則に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (5) 事業計画及び予算に関する書類
- (6) 事業報告及び決算に関する書類
- (7) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 この会則は、総会の議決を経て、変更することができる。

第9章 雑 則

(細 則)

第34条 この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

付 則

実施期日	昭和42年4月	1日
改正期日	昭和56年4月	1日
〃	平成 1年4月	1日
〃	平成 8年4月	1日
〃	平成13年4月	1日
〃	平成23年4月	1日
〃	平成27年4月	12日